

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）に係る 地域再生計画認定（令和５年度第２回）について

令和５年11月17日

内閣府地方創生推進事務局

地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 2 号に規定する「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」を記載する地域再生計画について、同条第 15 項の規定に基づき、別紙 2、別紙 3 のとおり認定しました。今回の認定状況等は、以下のとおりです。

1. 地域再生計画の認定状況

（１）新規… 37件 （申請団体数：３県、34市町村）

（２）変更… 57件 （申請団体数：７府県、49市町村）

＜主な変更点＞事業内容、KPI、事業実施期間、寄附の金額の目安 等

今回の認定により、令和５年11月17日現在で効力のある認定計画数は 1,712 計画になります（複数の地域再生計画の認定を受けている団体があるため、下記 2. の認定団体数とは一致しません。）。

2. 認定団体数

今回、新規計画の認定を受けた団体は３県、34市町村です。

今回の認定により、令和５年11月17日現在で効力のある認定計画を有する団体は1,633 団体（46 道府県、1,587 市町村）となります。

区分	令和５年11月17日現在で 効力のある認定計画を 有する団体数・割合（①）（※）		（参考） 令和５年８月18日現在 （令和５年度第１回認定後） で効力のある認定計画を 有する団体数（②）	（参考） 増加（①－②）
道府県	46	100%	46	—
市町村	1,587	93.6%	1,564	23
計	1,633	93.7%	1,610	23

※制度の対象外となる団体を除いて算出したもの

3. 今後の予定

令和５年度第３回の認定に向けた申請の受付は、令和６年１月頃を予定しています。

● 添付資料

- ・ 別紙 1 企業版ふるさと納税の認定状況（都道府県別）
- ・ 別紙 2 企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の新規認定を受けた団体一覧
- ・ 別紙 3 企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の変更認定を受けた団体一覧
- ・ 別紙 4 企業版ふるさと納税の概要

《お問い合わせ先》
内閣府地方創生推進事務局
TEL: 03-6257-1421

(別紙 1)

企業版ふるさと納税の認定状況（都道府県別）

	令和 5 年11月17日現在で 効力のある認定計画を 有する団体数			認定 市町村 割合
	道府県分	市町村分	合計	
北海道	1	172	173	96.1%
青森県	1	38	39	95.0%
岩手県	1	31	32	93.9%
宮城県	1	35	36	100.0%
秋田県	1	22	23	88.0%
山形県	1	31	32	88.6%
福島県	1	49	50	83.1%
茨城県	1	44	45	100.0%
栃木県	1	22	23	88.0%
群馬県	1	34	35	97.1%
埼玉県	1	57	58	96.6%
千葉県	1	49	50	96.1%
東京都		14	14	46.7%
神奈川県	1	25	26	92.6%
新潟県	1	29	30	96.7%
富山県	1	15	16	100.0%
石川県	1	19	20	100.0%
福井県	1	15	16	88.2%
山梨県	1	27	28	100.0%
長野県	1	58	59	75.3%
岐阜県	1	40	41	95.2%
静岡県	1	35	36	100.0%
愛知県	1	51	52	94.4%
三重県	1	26	27	89.7%

	令和 5 年11月17日現在で 効力のある認定計画を 有する団体数			認定 市町村 割合
	道府県分	市町村分	合計	
滋賀県	1	19	20	100.0%
京都府	1	25	26	96.2%
大阪府	1	40	41	93.0%
兵庫県	1	39	40	95.1%
奈良県	1	39	40	100.0%
和歌山県	1	29	30	96.7%
鳥取県	1	18	19	94.7%
島根県	1	17	18	89.5%
岡山県	1	27	28	100.0%
広島県	1	21	22	91.3%
山口県	1	19	20	100.0%
徳島県	1	24	25	100.0%
香川県	1	16	17	94.1%
愛媛県	1	20	21	100.0%
高知県	1	31	32	91.2%
福岡県	1	57	58	95.0%
佐賀県	1	20	21	100.0%
長崎県	1	21	22	100.0%
熊本県	1	45	46	100.0%
大分県	1	17	18	94.4%
宮崎県	1	26	27	100.0%
鹿児島県	1	41	42	95.3%
沖縄県	1	38	39	92.7%
合計	46	1,587	1,633	93.6%

(注) 認定市町村割合は、制度の対象外となる市町村を除いて算出したもの。

**企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の
新規認定を受けた団体一覧（令和5年度第2回）**

●包括的な計画（地方版総合戦略に記載された事業を網羅的に記載した計画）の認定団体

	地方公共団体名
北海道	剣淵町、礼文町、豊浦町
岩手県	野田村
宮城県	丸森町
山形県	酒田市
栃木県	那須烏山市
群馬県	南牧村、中之条町
埼玉県	ときがわ町
千葉県	野田市、神崎町
東京都	武蔵村山市、大島町
神奈川県	小田原市
新潟県	弥彦村、刈羽村
富山県	舟橋村
岐阜県	白川町
愛知県	あま市
大阪府	大東市、交野市
兵庫県	芦屋市、伊丹市
広島県	大竹市
香川県	香川県
愛媛県	愛媛県、松前町
福岡県	小竹町
宮崎県	宮崎県
鹿児島県	南九州市、十島村
沖縄県	豊見城市、今帰仁村、恩納村、栗国村、渡名喜村

**企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の
変更認定を受けた団体一覧（令和5年度第2回）**

●包括的な計画（地方版総合戦略に記載された事業を網羅的に記載した計画）の認定団体

	地方公共団体名
北海道	東川町、中富良野町、幕別町
青森県	八戸市、おいらせ町
岩手県	岩手県、八幡平市
山形県	酒田市、朝日町、舟形町、戸沢村
福島県	只見町
茨城県	笠間市
栃木県	那須烏山市
神奈川県	小田原市、箱根町
富山県	南砺市
山梨県	道志村
長野県	富士見町
静岡県	裾野市
愛知県	日進市
京都府	京都府
大阪府	大阪府、堺市、八尾市
兵庫県	伊丹市、養父市、たつの市、神河町
奈良県	橿原市、山添村
和歌山県	湯浅町
鳥取県	鳥取県、大山町、江府町
島根県	奥出雲町
広島県	呉市
徳島県	徳島市
香川県	香川県
愛媛県	愛媛県、西予市

高知県	宿毛市、四万十市、三原村
福岡県	北九州市、行橋市
佐賀県	鹿島市
長崎県	諫早市
熊本県	菊陽町
宮崎県	宮崎県、宮崎市、高原町
鹿児島県	枕崎市、南九州市
沖縄県	恩納村

●個別計画（特定の事業を記載した計画）の認定団体

地方公共団体名	地域再生計画名
長崎県壱岐市	壱岐ウルトラマラソンによる交流人口拡大事業

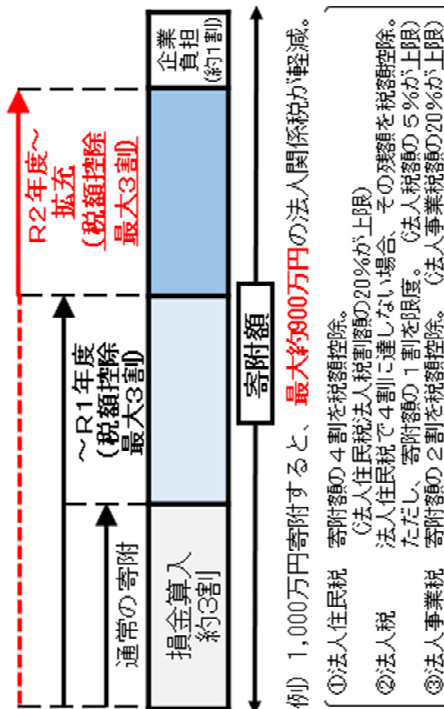
企業版ふるさと納税

参考

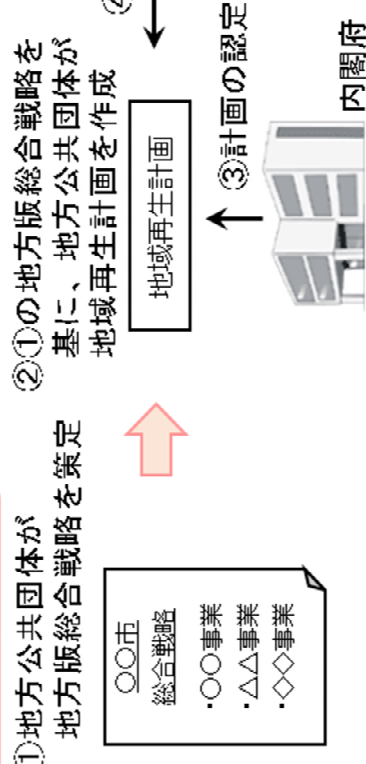
地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

制度のポイント

- 企業が寄附しやすいよう、
・ **損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ**
・ **寄附額の下限は10万円と低めに設定**
- 寄附企業への**経済的な見返りは禁止**
- **寄附額は事業費の範囲内**とすることが必要
※ 以下の地方公共団体は対象外。
①不交付団体である東京都
②不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村
※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。



活用の流れ



◆ 地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数: 46道府県1,587市町村(令和5年11月17日時点)